

令和元年第3回定例会

総務常任委員会会議録

(令和元年9月13日)

栄町議会

総務常任委員会

議事日程

令和元年9月13日（金曜日）午後1時30分開会

事 件（1）付託議案の審査

議案第4号 栄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

請願第1号 東海第二原発の再稼働に反対し廃炉を求める請願

出席委員（8名）

委員長	大澤義和君	副委員長	松島一夫君
委員	大野博君	委員	野田泰博君
委員	岡本雅道君	委員	藤村勉君
委員	大野信正君	委員	早川久美子君

欠席委員

なし

出席委員外議員

なし

説明のため出席した者

紹介議員	野田泰博君
紹介議員	戸田栄子君
参考人	原発ゼロ・自然エネルギー推進連盟事務局次長 木村結君

出席議会事務局

事務局長	野平薫君	書記	藤江直樹君
------	------	----	-------

◎ 開 会

○委員長（大澤義和君） ただいまから、総務常任委員会を開会いたします。

◎ 開 議

○委員長（大澤義和君） 直ちに、本日の会議を開きます。

当委員会に付託されました案件は、議案第4号、栄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び請願第1号、東海第二原発の再稼働に反対し廃炉を求める請願であります。お諮りいたします。議案第4号については、審査の必要から町執行部の出席を、また請願第1号については、参考人として木村結さん及び紹介議員の出席を求めることにしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長（大澤義和君） 異議なしと認めます。よって町執行部、参考人及び紹介議員の出席を求めることに決定いたしました。

〔紹介議員着席〕

○委員長（大澤義和君） まず始めに、古川総務課長にご出席をいただき、ありがとうございます。また、参考人の木村結さん、紹介議員の野田議員、戸田議員につきましては、後ほどよろしくお願ひいたします。

それでははじめに、議案第4号、栄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を議題といたします。すでに本会議において提案理由の説明はいただいておりますが、補足説明があればお願ひいたします。古川総務課長。

○総務課長（古川正彦君） それでは補足ということでございますけれども、先の全員協議会でも概要につきましてはご説明させていただきましたので、私から1点、資料の所で修正といいますかお断りをお願いします。

議案資料として添付させていただきました会計年度任用職員の制度の関係なんですけど、そちらのほうの2ページをご覧いただきたいと思うんですけど。そちらのほうに「その他本条例を制定する際に改正する条例」という表が付いているかと思ひます。その中の③「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」と記してございますけれども、こちらにつきましては今現在、非常勤特別職の職員に対する説明等を実施していませんことから、今回の附則改正は行わず、年度内中に改正条例案として提出させていただくこととしておりますので、よろしくお願ひをいたします。

以上でございます。

○委員長（大澤義和君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 今回の改正、地方自治法と地方公務員法が改正されて、その適用ということでございますけれども、具体的に地方公務員法と地方自治法の改正された箇所、条文というのはどういうものがどういうふうになったのか教えていただきたいんですけど。

○委員長（大澤義和君） 古川総務課長。

○総務課長（古川正彦君） それでは、地方自治法と地方公務員法の改正のところ、まず地方自治法のほうを先にいきますと、期末手当を支給することができるものとしてこの会計年度任用職員、いわゆる非常勤職員のほうが改正されました。そのため、この地方自治法の改正によって今回の非常勤職員に対する期末手当が支給できるということになっています。地方公務員法の改正につきましては、そもそも今、私どものほうでやっております日々雇用職員というものが地方公務員法には適用されておきませんので、この一般職の非常勤職員を採用することについて改めて地方公務員法に位置付けられたということでございます。その中で、先ほどの提案理由の説明で申し上げましたように、常勤の職員と同様の1週間当たりの勤務時間数、日数が同じものをフルタイム任用職員とすることと、いわゆる常勤職員よりも短いものをパートタイムの会計年度任用職員とするという、この二つの非常勤職員が位置付けられましたので、それに対して、そういうことができますよという位置付けがまずされたということです。その他につきましては本来、地方公務員法の適用を受けたうちのほうの各条例、給与条例ですとか全てが適用されてくるわけですが、その中でパートタイム任用職員につきましては、給料ではなくて報酬という形で支払うということが明確にされたということになります。

今回、この新規条例はあくまでも非常勤職員の給料と報酬と費用弁償の考え方について新規条例で規定させていただいたということになりますので、新しく会計年度任用職員が地方自治法に位置付けられたということで、何々を改正したということではないというふうにご理解いただきたいと思います。

○委員長（大澤義和君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 現行の日々雇用職員という存在は、現在、どういう法によって位置付けられている存在なのですか。更に、今後、この改正によって日々雇用職員というものは無くなると。日々雇用職員というものを雇用してはいけないと、そういうものは無いんだということになるわけですか。

○委員長（大澤義和君） 古川総務課長。

○総務課長（古川正彦君） では最初に、1点目でございますけれども、現在の日々雇用職員はあくまでも労働基準法に基づく雇用でございますので、地方公務員法並びに地方自治法は一切、適用されないということになります。今後、日々雇用職員はどうなるのかというのは、制度上、廃止となります。これは総務省のほうから明確に出しております、今回の会計年度任用職員、いわゆる地方公務員法に基づく以外の採用は認めませんということが明確に示されましたので、これをもちまして今回の日々雇用は無くなる、全てが会計年度に移行するという形

になります。

○委員長（大澤義和君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） そうしますと当然、前回の説明でもありましたけども期末手当が支給されるとかで財政負担が生じるわけですけども、それに対する例えば交付税の措置とかそういったものは一切、無いわけですか。

○委員長（大澤義和君） 古川総務課長。

○総務課長（古川正彦君） 国のほうでは、国が制度を新たに作ったということもあって、交付税対象にするかどうかについては、まだ議論を呼んでいるところですけども、明確に私どものほうに今時点で、交付金で補填するというような話の具体的なところはまだいただいているはない。ただ、そういう措置をする必要があるんじゃないかという議論はなされているというふうにかがってます。

○委員長（大澤義和君） よろしいですか。他にございませんか。藤村委員。

○委員（藤村 勉君） 今のに続いて、今度、正規職員と同じと、また、フルタイムの場合は給与じゃなくて報酬だという形なんですけど。

○委員長（大澤義和君） 古川総務課長。

○総務課長（古川正彦君） 逆です、フルタイムは給料です。

○委員長（大澤義和君） 藤村委員。

○委員（藤村 勉君） 逆ね、パートタイムがね。今度、今までの日々雇用と違って、採用された場合には職員同様の罰則から何から全て同じというような形になるんですか。

○委員長（大澤義和君） 古川総務課長。

○総務課長（古川正彦君） 今回、これは地方公務員法に基づく公務員としての任用となりますので、うちのほうに課されている懲戒処分ですとか分限処分というのは全て適用されてきます。それとサービスも全て適用されますので。例を申し上げますと、営利企業への従事制限というのが我々あるわけですが、フルタイムの場合にはその従事制限が課されます。ただ、パートタイムの場合には短時間労働なので、そちらについては営利企業への従事制限はないというような形で、ほとんどが我々と同じように適用されてしまうということです。

○委員長（大澤義和君） 藤村委員。

○委員（藤村 勉君） 要するに、そうすれば全て職員と同じ責任を負うということですね。

○委員長（大澤義和君） 古川総務課長。

○総務課長（古川正彦君） おっしゃるとおり、責任は。ただ、今回の給料表でお渡ししたとおり、1級と2級という、今で言う主事補と主事というレベルでの任用になりますので。うちのほうの主事補、主事のレベルでの責任を課されてしまうと。ですので

秘義務を破れば当然、罰せられるというようなことになってきます。

○委員長（大澤義和君） 藤村委員。

○委員（藤村 勉君） わかりました。

○委員長（大澤義和君） ほかにございませんか。野田委員。

○委員（野田泰博君） この1級と2級、あと号級にわかれていますけども、これはどういう単位でこういうふうに分かれていくんですか。

○委員長（大澤義和君） 古川総務課長。

○総務課長（古川正彦君） 1級については定型事務を行う者ですとか、我々職員の補助的な業務を行う、うちの職員でいえば1年生の職員と同じように、上席の職員の補助的な部分を行う職員ということになります。2級のほうは保健師ですとか栄養士ですとか、そういう資格を持ってなければできない業務に、うちの保健師の補助的な職員として就く場合ですとか、あるいは特殊に高度な技術、例えば情報処理技術とか高度な処理技術があって、民間資格であってもそういう技術がないとできない仕事に我々が就かせたいということで応募する場合には2級の職に就くということになります。その辺の差です。

○委員長（大澤義和君） 野田委員。

○委員（野田泰博君） わかりました。そうするとこれは、こっちの裏のほう見ると会計年度任用ですね。つまり1年こっきりということ。

○委員長（大澤義和君） 古川総務課長。

○総務課長（古川正彦君） 任用は1会計年度の中なので、その中で、例えば4月1日から3月31日までが最大の任期となります。ただし、翌年度に改めてです、更新ではなくて改めて同じ人を任用するということは可能だというふうにされています。

○委員長（大澤義和君） 野田委員。

○委員（野田泰博君） そのときは、ここに書いてある1級から2級になるとか、1年経ったら2級になるとか、3年経ったら3号級になるとか、こういうのは上がっていくんですか。

○委員長（大澤義和君） 古川総務課長。

○総務課長（古川正彦君） 給与については我々職員もそうですけれども、1年経ちました、次の年も改めて任用するとします。そのときに職員には人事評価制度ということで、我々がちゃんと能力を取得したかどうかというのをチェックされるわけですが、その結果、勤務実績が良好でそういう評価が良い人については昇級することができることになってますので、1級から2級は無いです。これは職種が全く違いますので。1号級、2号級という形で上がっていくことはあり得ます。

○委員長（大澤義和君） 野田委員。

○委員（野田泰博君） だれでも最初は会計年度任用職員基準給料表の1号級に入ってくるわけ、もしこれで仕事をする、とすると。

○委員長（大澤義和君） 古川総務課長。

○総務課長（古川正彦君） 先ほど申し上げましたように、保健師等その特殊な技能者につきましては、初めから2級です。これは1級ではなくて初めから2級です。

○委員長（大澤義和君） 野田委員。

○委員（野田泰博君） 1号級、2号級、3号級って。

○委員長（大澤義和君） 古川総務課長。

○総務課長（古川正彦君） これは、採用は職員の初任給の格付けの規則があるんですけど、それと同じように、例えば学歴、今の1級1号は高校卒業生クラスの初任級とされておりますので。そこに今度は、例えば大学は卒業しているとなれば大学卒業年数分を加算されるとかってことはされてきますので。ですので1級1号で全てではないです。

○委員長（大澤義和君） 野田委員。

○委員（野田泰博君） そうすると、それは例えば人によっては、あなたはいろいろ経歴持っているし学校も出てますしどうのこうの、じゃああなたは1級ですけども12号から始まってくださいということもあるということね。

○委員長（大澤義和君） 古川総務課長。

○総務課長（古川正彦君） それは、私どものほうの応募をするときの要件、そういう経験を積んでいて大卒で、例えばこういうことに従事してくれる人となれば、当然、大卒分の給料をお支払いしないとおかしくなっちゃうわけですので、加算はされてきますけれども。ただ、学歴は問いませんと、こういう業務をやっていたかたは応募してくださいよという場合だと1級1号から始まるというケースもございますので、これは一概に、それぞれが異なってきます。今の日々雇用職員、同じですので。全てが同じ賃金ではございませんのでそれぞれによって異なってくることについてはあり得るということです。

○委員長（大澤義和君） 野田委員。

○委員（野田泰博君） けども、どんな人も、例えば例で言うんですけども1級の12号から始まった人でも期限は会計年度、1年というのであるわけですね。それで優秀な人だったらそのまま続けてやってもらいますよということかもしれないけども、要するに1年というのが一つの大きな区切りになるわけですね。

○委員長（大澤義和君） 古川総務課長。

○総務課長（古川正彦君） 1年を超えることはできません。一番最初の任用の段階で、1年というのは3月31日を超えられないんです。会計年度ですので、何月に雇っても3月31日でいったんその人との契約は切れます。というような仕組みですのでお間違えのないように。1年間ではないです。1年度内ということです。

- 委員長（大澤義和君） 野田委員。
- 委員（野田泰博君） わかりました。
- 委員長（大澤義和君） 岡本委員。
- 委員（岡本雅道君） 全員協議会のときにちょっと発表があったかもしれませんが、今、日々雇用職員って何人ぐらいいらっしゃるんでしたっけ。
- 委員長（大澤義和君） 古川総務課長。
- 総務課長（古川正彦君） 日々雇用職員としては大体219名、220名、これ延べです。全員協議会の際も申しあげましたけれども、例えば保健師の場合、母子保健事業、親子のお母さん方の妊婦検診とかで採っているかたと、介護の認定調査員で採っているかた、これ同じ人の場合があります。これはそれぞれ一つとして数えてますので、あくまでも延べとしては219名ということです。
- 委員長（大澤義和君） 岡本委員。
- 委員（岡本雅道君） 職員って今、何名でしたっけ。
- 委員長（大澤義和君） 古川総務課長。
- 総務課長（古川正彦君） 218名ですかね。
- 委員長（大澤義和君） 岡本委員。
- 委員（岡本雅道君） それで聞きたいんですが、日々雇用の場合と会計年度の場合だと、職員のほうの管理、監督責任というのは何か違って来るんですか。
- 委員長（大澤義和君） 古川総務課長。
- 総務課長（古川正彦君） 我々、今、課長に課されているものは何ら変わらず、その方々も職員でございますので、我々は管理、監督責任は問われてきます。
- 委員長（大澤義和君） 岡本委員。
- 委員（岡本雅道君） 日々雇用のときも何ら変わりはないと。
- 委員長（大澤義和君） 古川総務課長。
- 総務課長（古川正彦君） 日々雇用の場合には、例えばですけど雇用上の条件としてはいわゆる守秘義務というものは課してはいますが、法律上の明文の規定はないことになります。今回は明らかに法律上の規定が適用されてしまいますので、我々、常勤職員と同じように問われるし、我々もその管理をするという。今までよりもかなり厳しく管理されることになりまして、我々も厳しく管理するということになってくると思います。
- 委員長（大澤義和君） 岡本委員。
- 委員（岡本雅道君） その点はちょっと職員のかたの負担が大きくなるんじゃないかというのを心配しているんです。数が相当、同数ぐらいいるわけですからね。ご苦労さまでございます。
- 委員長（大澤義和君） 大野委員。

○委員（大野信正君） ちょっとおたずねしたいんですけども、一般職員の人が218名で日々雇用職員が人数的には約220名、合計すると人数だけ見ると440人が、この栄町の職員体制ということになるんですか。

○委員長（大澤義和君） 古川総務課長。

○総務課長（古川正彦君） 今は全く別の採用体系ですので、この数がそれぞれ同じように会計年度任用職員になれば確かに440人という数字にはなります。ただ、我々は常勤ですの週5日間、38時間45分を勤務してます。ただ、この方々については週に1日であっても月に1日であっても勤務日数に関わらず我々のほうの職員という立場になりますので。そういった意味では単純に労働量として440かというところではないというふうに考えてます。

○委員長（大澤義和君） 大野委員。

○委員（大野信正君） 栄町の場合は課題として人件費が非常に高い自治体ということ色々、課題が多いと思うんです。それによって人件費に対する影響っていうのは、今の状況の人件比率から見て、これが同じような形で報酬及びそういったものがかかるとなると、どのぐらいの人件費率になるということで見込まれるんでしょうか。

○委員長（大澤義和君） 古川総務課長。

○総務課長（古川正彦君） 恐縮ですが比率までははっきりと申し上げられませんが、単純に1億5,000万円ほど、これ今まで賃金ですので、これは人件費としてはカウントされておりませんが、今後はそれが職員の人件費として加算されますので、今の人件費に1億5,000万円が加算されてくるということになります。

○委員長（大澤義和君） 大野委員。

○委員（大野信正君） だいたい今、人件費17億円ぐらいかなと思って、そうすると約10%ぐらい増えるというかんじですか。

○委員長（大澤義和君） 古川総務課長。

○総務課長（古川正彦君） イメージとしては1億5,000万円ですので、17億円とすれば1割ぐらいは人件費が加算されるということです。

○委員長（大澤義和君） 大野委員。

○委員（大野信正君） 経常収支比率とかそういった形を見たとき、栄町が自由に使えるお金が厳しい理由の一つとして、監査の報告にしても人件費と公債費が一番の原因であるっていうことが指摘された中で、今後も更に厳しくなる要素というのが出てくるんでしょうか。

○委員長（大澤義和君） 古川総務課長。

○総務課長（古川正彦君） これは自治体によっても様々だとは思いますが、我々の調査の中では、例えば常勤職員200人に対してここで言う会計年度任用職員が500人いる自治体とかっていうのが、実際あるんです。それは当然、常勤職員が減ってきてる

がゆえに対応しきれない部分をそういうところでカバーしていくっていうことは、もうやらざるを得ない状況下であるし、今でもそういうふうに我々やってきてますので。そういう意味では今の栄町の人件費が確かに上がってきますけど、他の自治体も同様に、それ以上に人件費が今度は余所の自治体は重くなる可能性はあるかと思います。

ただ、うちのほうも、では人件費を、これもおとすのかということになると、多分、職員のサービスというものが低下していかざるを得なくなりますので。我々としてはこれを今度は、例えば民間に委託するですとか、そういった方面に持っていけるかどうか。あるいはICTとかそういう環境を充足させて、職員そのものを減らせることができるのかということが、今後の考えていかなければならない課題だろうというふうに思っています。単純に人だけを減らすということは、申し訳ないですけどこれは、かなり厳しくなります。今回の災害でもそうですし、かなり厳しくなってくるので、単純に人件費として職員を減らすというような考えだけではないというふうにお考えいただきたいと思います。

○委員長（大澤義和君） 大野委員。

○委員（大野信正君） ありがとうございます。

○委員長（大澤義和君） よろしいですか。他にございませんか。松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 最後の一つ。この条例案が可決されないと、来年から現状のいわゆる日々雇用職員は雇用できなくなるということによろしいんですね。

○委員長（大澤義和君） 古川総務課長。

○総務課長（古川正彦君） 総務省の見解では止めろと、そういう雇用はするなど。した場合は総務省からそれなりの助言、指導を行うということで言われてますので、今の日々雇用職員がいなくなってしまう。

ただ、条例に限って言えば、雇う、雇わないに関わらず、そういう制度がある以上、この条例そのものは作らなければいけないということにはなろうかと思います。

○委員長（大澤義和君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） では可決しなきゃしょうがないじゃないか。

○委員長（大澤義和君） 古川総務課長。

○総務課長（古川正彦君） はい。よろしくお願いします。

○委員長（大澤義和君） 大野委員。

○委員（大野信正君） もう1回、すみません。古川課長のほうからの回答の中で、この解決策の一つとしては民間委託、ICT化というのが今後のこととして考えられるというのは、これは今現在の取組状況というのは。例えば民間委託、ICT化というのはどんどん組織化して進めてるんでしょうか。これからやるということでしょうか。

○委員長（大澤義和君） 古川総務課長。

○総務課長（古川正彦君）　すでに一部、窓口はそういう民間委託ができないのかという検討は進めています。ただ、それが費用対効果であるとかそういった部分で、今すぐに移行できるのかどうかということについては、まだまだ検討の余地があると思っています。ただ、住民課のほうでも進めておりますコンビニ納付であるとか交付であるとか、そういうことで外部化していくってということも同時に進めていますので。そういった意味では窓口機能の改善にも今は計画的に当たっているというふうにご理解いただきたいと思います。

○委員長（大澤義和君）　大野委員。

○委員（大野信正君）　全体的な行政の仕事の仕分けみたいなものも分析して行って、そういうことも進めていくということか。

○委員長（大澤義和君）　古川総務課長。

○総務課長（古川正彦君）　今のところ総務省が示している、公務員以外のものが行える手続、業務というのは限られてしまっておりますので、何でもかんでも闇雲に持っていきけるかって言うと厳しい部分はあるかと思いますが、その中でもできるだけ民間に移行できるものは移行していくという必要性はあるというふう考えております。

○委員長（大澤義和君）　他にございませんか。これにて質疑を終わります

これより、議案第4号に対し、委員各位からの討論を含めたご意見をお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

○委員長（大澤義和君）　これにて委員各位からの意見、討論を終わります。

これより、議案第4号を採決いたします。議案第4号を原案のとおり決定することに賛成のかたは、挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

○委員長（大澤義和君）　挙手全員。よって、議案第4号、栄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例は、原案のとおり可決すべきと決定しました。

暫時休憩といたします。

午後1時55分　休憩

午後1時58分　再開

○委員長（大澤義和君）　休憩前に引き続き、会議を行います。

それでは、議案第4号に続きまして、請願第1号、東海第二原発の再稼働に反対し廃炉を求める請願を議題といたします。

はじめに、請願文書表の朗読を書記にお願いします。

〔藤江書記　請願文書表朗読〕

○委員長（大澤義和君）　それでは朗読が終わりましたので、参考人の木村　結氏に本請願

の説明を求めます。

○参考人（木村 結君） 木村 結でございます。今日はお時間をいただきまして本当にありがとうございます。座らせていただきます。

まず、この原発ゼロ・自然エネルギー推進連盟の説明をさせていただきたいと思います。お手元にお配りしておりますリーフレットにも書いてございますように、3.11の原発の福島事故を受けて、ずっと推進をしていらした小泉純一郎さん、細川護熙さん、首相のときには原発を推進しておられたお二方なんですけれども、日本の福島事故を見て、これはこの狭い日本の中、しかも地震大国、火山大国、災害大国である日本の国土に、この原発そのものはやっぱりあってはいけないと。二度と事故を起こさないためにも全ての原発をゼロにしなければいけないと。自分達が間違っていたと。やはり原発を推進してきた人達が声を大きくして申し訳なかったということを、全国津々浦々の皆さんにお話をして、そして一緒に原発を無くしていきましょうと。そのために自然エネルギーを推進していきましょうということを思って、立ち上げた団体でございます。

こちらの千葉にも、実は一昨年、匝瑳という市があると思えますけれども、その匝瑳市にはソーラーシェアリングという大きなメガワット級の太陽光発電、そして下では営農活動、下で大豆とか麦とかお米とかを育てるソーラーシェアリングというのを日本のかたが、長島彬さんとおっしゃるんですが、神奈川にいらっしゃるかたですが、そのかたが発明しまして特許をフリーにして全ての人に無料で使ってもらおうと。そうすると休耕田とか休んでいる田畑の上に3メートル、4メートルの上空に3分の1のソーラーパネルを敷くことで、発電もできる、売電もできる、そして農耕地、そこには若者も帰ってきますので産業が興りますから、その下でまた農業も営めるということをお願いして作ったソーラーシェアリングというのも、私たちの、太陽光発電というとすぐに自然破壊ということが大きく取りざたされるんですが、その大規模な開発ではなくて、日本の風土に合ったソーラーシェアリングを推奨していこうという2本立ての団体でございます。今、全国の皆さまと一緒に、今度は9月の15日にも茨城県の日立、原発のメーカーの日立製作所のお膝元で小泉さんの講演会、1,400人の規模で行います。水戸でも行いました。全国各地で小泉さんの講演会を行いながら、日本は危険な原発から脱却して、安全な自然エネルギーをどんどん広めていこうということの先頭に立っていただいています。

この度、こちらの栄町にもお送りしたのは、そこにも書いてございますけれども、東海第二原発から半径150キロメートル圏内の自治体、332の自治体全てにお送りして、いろんなところで請願の趣旨採択をしていただいたり、意見書採択をしていただいたりを徐々に進んでおります。こちらの栄町でもぜひ、本当に高い建物があまり無い、非常に風光明媚で自然あふれている町だというふうに私も先ほどからうかがって、拝見しておりますけれども、子ども達の安全な未来のためにもこちらの町でも原発の廃炉を求めるという請願を、ぜひ採択していた

だきたいと思います。よろしくお願いいいたします。

○委員長（大澤義和君） それでは参考人の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑、ございませんか。松島委員。

○副委員長（松島一夫君） まず、素朴な疑問を呈したいと思いますが、紹介議員の野田議員、それから戸田議員におたずねしたいんですが、最初、陳情という形で出てきた。その陳情は、意見書を採択して欲しいという陳情。それを受けて野田議員と戸田議員がどういうわけか知らないけれども、栄町議会議員が栄町議会へ請願を出すという、とてつもない不思議な手法を採られた。本来であれば、その陳情を受けてこれを意見書を出さなきゃいけないと思ったら、お二人で発議案で意見書を出せば、話はスッと済んで、その意見書の発議自体が本会議で審議されるということになる。陳情が求めてたのもそのとおりなんですけども、あえて本会議へ持っていかないで、本会議に持って行く力があるにもかかわらず、この請願という形をまた採って、この場所で否決されたら本会議には絶対、出ていかないにもかかわらず、こういう手法を採った。なぜ、こういうややこしいことをおやりになったのか、ちょっと疑問ではないんで、お答えいただければ。

○委員長（大澤義和君） 野田議員。

○紹介議員（野田泰博君） 陳情と請願の違いはわかりますよね。

○委員長（大澤義和君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 私の言ってること、わかってない。

○委員長（大澤義和君） 野田議員。

○紹介議員（野田泰博君） 違うんですよ、わかってないとかわかってるとかじゃなくて、これは原発ゼロ・自然エネルギー推進連盟の東海第二原発の再稼働に反対し廃炉を求める請願というふうにして送られてきたものです、最初に。だからそれを請願にするということだけの話です。陳情で私たちは何も出したこともないし。一番最初の文書は、これでそのとおりです。このとおりです。それだけです。

○委員長（大澤義和君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 一番最初に、原発ゼロ・自然エネルギー推進連盟とおっしゃいましたっけ、陳情があがったと私は記憶してるんですけども。事務局から確認取ってください。

○委員長（大澤義和君） 野平議会事務局長。

○議会事務局長（野平 薫君） 最初、この9月議会の前に、6月17日付けでこの原発ゼロ・自然エネルギー推進連盟のほうから陳情があがっております。それを受けて、今定例会のとき、6月議会に間に合わなかったものですから、この9月議会で陳情ということで議員の皆さんにお配りして、議長のほうから本会議の初日のときに、そのお話していただいております。

○委員長（大澤義和君） 木村参考人。

○参考人（木村 結君） 恐れ入ります。ちょっと経緯をご説明いたしますと、私が6月の17日に発送したときには、陳情という形で全ての議会にお送りさせていただいてます。それで、私どもとしては陳情でも請願でも、委員会、町のシステムとかやりかたに沿った形でお直ししてお送りするというスタンスでおりまして。栄町の議会の事務局のほうからは、皆さんに、この陳情という形でこのまま配布をいたしますというお返事をいただいたかと思えます。それは、ありがとうございますというふうにお受けいたしました。ほとんどの所は、配布をしてくださるというふうにご手続を取ってくださってますので。それで、その配布を見た野田議員から、私のほうに、議会に出したいということがきまして、その場合には紹介議員がいる場合には請願というタイトルに直してほしいということでございましたので。議会のほうにもうかがって印鑑もいるということで書式を改めたときに、請願というふうに直してお送りしてます。ですから、最初は陳情ということではございましたけれども、それは審議ではなくて配布をされただけというふうにご記憶しております。

以上です。

○委員長（大澤義和君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 木村さんでしたっけ、木村さんのほうは、そうなんですね。最初に陳情で、今回、請願に直った。この間があるんです。多分、ご存知ないのかもしれませんがけれども、陳情を見た野田議員が、野田議員が請願者になって請願を出したんです。それで紹介議員が戸田議員という形なんです。野田議員に一つ確認いたしますけれども、今回、これ請願として出されて、この請願が採択されました。この後、野田議員はどういうことをなさいますか。

○委員長（大澤義和君） 野田議員。

○紹介議員（野田泰博君） 採択されたら今度は意見書を作って国のほうにあげます。あげてもらいたいと思います。

○委員長（大澤義和君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 意見書を作って町議会に出すんですよね。

○委員長（大澤義和君） 野田議員。

○紹介議員（野田泰博君） だから、町議会に出して、それを町議会として請願に、国にあげてもらいたい。

○委員長（大澤義和君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） つまり、この請願の委員会は、町議会に対して発議案を提出するための前段階としてあるわけなんです。おわかりになりますか。

○委員長（大澤義和君） 野田議員。

○紹介議員（野田泰博君） はい、そうですね。

○委員長（大澤義和君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） ただ、野田議員と戸田議員が請願者、紹介議員になって町議会に出た時点で、町議会議員は町民と違って、請願を出さないで、自ら町に発議案を出す権利があるのだから、余計な段階を踏まないで発議案第1号として、この意見書を出したらよろしいでしょうと、私は議会運営委員会で申し上げた。そうすれば、こういったややこしい手続を踏まないで、野田議員の目的であるところの意見書を本会議に出せるのに、こういったややこしいルートを取ったのはなぜなのですか、素朴な疑問ですよというふうにおたずねしてるわけです。

○委員長（大澤義和君） 野田議員。

○紹介議員（野田泰博君） なるほど、本当に素朴ですね。今まで、陳情としてあがって、それが形として請願になって、請願者というかこれを出した一番、元の人が原発ゼロ・自然エネルギー推進連盟が国にあげてくれと、ものを申してくれということは、ただの陳情だけですとそのまま私は非常に、議会の意思としてこれをあげるために私と戸田議員は請願でいきましょうという形にしたというのが狙いです。

○委員長（大澤義和君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 私の言ってること、ご理解いただけませんね。請願じゃないんです、議員が出すのは。発議案なんです。発議案を出せばいいんです、こんな委員会開かないで。わざわざもう一度、原発ゼロ・自然エネルギー推進連盟の陳情を請願にしてくれというややこしいことしないで、戸田議員と野田議員お二人の名前があって印鑑が押してあれば、発議案第1号、それでこの意見書が本会議に出るんですけども、どうしてそれをやらないで自分で請願者になってみたり、もう一度、陳情者に請願をあげてくれと頼んでみたり、そういう複雑な手法を採ったのか腑に落ちないので、わかるように説明してくださいと申し上げてるんです。

○委員長（大澤義和君） 野田議員。

○紹介議員（野田泰博君） では違う方面から話をさせていただきます。

この、国に請願の意見書をあげてほしいというのが一つ、同じものが取手市で同じような形で出るということで私も取手市の市議会に出て、それで私は、では同じやりかたを採ってもいいんだなということで木村さんにも来ていただき、それを私と戸田議員で請願者となって出すということを決めた次第です。これは9日ですね、この月曜日です。だから同じ形にするというのが私のやり方です。私たちがそうやろうと決めたんです。でもこれ、何が問題なんですかね。

○委員長（大澤義和君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 野田議員は私の疑問がよくご理解いただけないようなんですけど。では、こうしましょう。上野行きの直通電車があるんです。間に合うんです、直通電車に。でも、わざわざ1本、遅らせて我孫子乗換えを取ったんです。ただ我孫子から先は不通かもしれないという可能性もあるんです。直通に乗れるのに、どうして我孫子で乗り換えて、な

おかつ我孫子から先もしかしたら行かないかもしれないよと、採択されなければ先に進まないよ。どうしてこういうややこしい手法を採ったのか、これが本当によくわからないんで、わかるようにこの疑問を解消したいなと思ってるんです。

○委員長（大澤義和君） 野田議員。

○紹介議員（野田泰博君） 戸田議員、何かわかるって言うてるけど、どうぞ。

○委員長（大澤義和君） 戸田議員。

○紹介議員（戸田栄子君） 東海原発に関しては以前、昨年9月ですか、ちょうど1年前ですね。東海原発に何かあった場合には一定の区域の各自治体は避難してくる住民を受入れてほしいということが町長が出席した会議で提議されたときに、野田議員が中心になってこの受入れ体制への問題で一般質問されたと思うんですね。その後、東海原発そのものが問題なんだと、それを認めて何かあったときに栄町も受入れ体制の区域に入ってるっていったときに、それを素直に受け入れるのかって、まず原発そのものを行政のトップとして反対すべきじゃないか、っていろいろな議論があったと思うんですが。それに対して、あのときは請願でしたよね、出したときは問答無用で、入口でも出せなかったという経過があったことでかなり私もですけど野田議員も慎重に、何とかこれを活かしたいと、この団体の意向を活かしたいし、自分自身も原発はもう廃炉にしてほしいし止めてほしいというその思いが一番、強かったために、確かに松島委員がおっしゃる理論が一応、正論だと思います。でも、反対されて出せなくなったら困る、入口でストップかかってしまって論議もされないのは困るということが私もあったし、野田議員自身もあったんじゃないですかね。

それで、確かに今までこれ、原発だけじゃなくていろいろな問題で国に意見書を出してくださいって陳情とか来てましたよね、請願とか。それはこういう形で出そうというところまではなかなかいかなかった場合が多いんですが、こと原発に関してなのでやっぱり出そう、出したいという思いが野田議員も私もあったものですから。確かに松島委員がおっしゃるように、栄町議会が2人いれば出せるわけですから、そのとおりなんです。ただ、そのときに入口でストップをかけられてしまわないような方法、そのこともすごく頭にあったのと、余計なことを考え過ぎて、今まで原発だけじゃなくていろいろな請願が出たときに、栄町の議会だと2名以上いればそれを取り上げることができるわけですから。当然、その知識はみんな議員はあったんですが、こと原発に関してはこれまでに苦い経験が過去の議会にあったものですから、すごく考え過ぎてしまってそういう点ではすごく反省してます、私も。確かあのまますんなり2人いれば出せたんですよね。それは本当に松島委員のおっしゃるとおりです。ただ、その手続じゃなくて別にこういう形でも野田議員と私が紹介議員になって、この団体の意向を伝えることはできるので、遠回りしたけれども各駅停車に乗ってしまっただけでも、これを国に声を上げることはできるわけですから、ぜひここで、そのお考えで採決に持って行っていただきたいと思っております。

○委員長（大澤義和君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 今、戸田議員、ちょうど1年前の9月に同じ請願が出て、問答無用とおっしゃいましたが、それはあまりにもひどい言い方です。ちゃんと委員会の会議録、残ってます。ちゃんと議論してます。ただ、入口でとおっしゃったけども、あまりにも紹介議員の説明がずさんであったんです。用語の説明も何にもできなかつたんです。こんなものでこんな意見書、採択できるわけないでしょう。問答はちゃんとしたんですよ。内容がひどかったから、ここで採択されなかつたんです。そこだけはきっかり、議事録、まだちゃんとありますから後で確認してください。それで入口でストップっておっしゃいましたけれども、今、ここを入口とすると、次の段階がこれを採択されて本会議で発議案が出ると。ここまでいかないよ、ここで止まっちゃったら。

内容について言えば申し訳ないけれども1年前に、ほぼ話してます。したがって、私は内容についてとやかく言うことは今回、ございません。ただ、ずいぶんややこしい手法を右往左往してお採りになって、わけがわからないなという疑問が残っただけです。

○委員長（大澤義和君） ほかにございませんか。よろしいですか。戸田議員。

○紹介議員（戸田栄子君） 手続上の問題で事務局におたずねしますけども、当然、この提出に当たっては私は直接ではありませんが請願者の野田議員が相談されてると思うんですね、提出の仕方等について。いろいろ意見はわかりますし、一部、松島委員がおっしゃることもそのとおりの部分もあります。しかし今、こうしてこの9月議会に原発の再稼働に反対する請願を栄町議会として出したいという、このことは前は賛成している、今度は反対か、ってそれはもうあり得ない、絶対これはできませんけど、同じ反対だというその趣旨を国に届けたいというこの思いは、採択の結果は別としてここで本会議にかけることはできないんですか。ちょっと聞かせてください。

○委員長（大澤義和君） 野平議会事務局長。

○議会事務局長（野平 薫君） 今回、請願という形で、この請願の手続的には問題はありません。ちゃんと手続を踏まれて請願として今、こうやって常任委員会で議論されてますので。この後、請願の審査でこの委員会の中で採決します。採決してこれを採択すべきかすべきでないか、この委員会で決定していただいて、それを本会議で委員長に報告していただきます。その結果を待って請願に対する賛否を採っていただくということになります。先ほど松島委員のほうからあったお話は、お二人、紹介議員がいるので、お二人いるのであれば、わざわざ請願の審査をすることなく直接、発議案で意見書の提出について良いか悪いかの賛否を本会議で採れるんじゃないですかということです。ですからそれも当然できますし、こういうふうに請願で出すことも別にこれはできなくはないんですが、ただ、この請願で1回、先ほど言われたように途中下車するよりも直通で本会議に持っていかれたほうが、通常のやり方とすればそちらが本線なのかなというふうに私は思います。

以上です。

○委員長（大澤義和君） 野田議員。

○紹介議員（野田泰博君） 請願と陳情の差というのは、皆さんもよくご存知だと思いますけども、議員の紹介のないもの、これ陳情なんです。それで議員の紹介があるものが請願なんです。確かに昨年の9月にも私たちは請願しました。1人の栄町の町民が請願者というのであるならば、ではやりましょうということで請願に持って行きました。しかし、昨年の9月18日に出した請願と、今回、9月9日に請願にしてもらったものとは内容が違うんです。今、松島委員が言われるように、上野まで直通で行くって言うけども、この請願は上野を乗り越して東京駅まで行くものです。前の事をよく覚えていられると思います。ここにいた皆さんが反対したんですから。前は、東海第二の再稼働を認めないことを求める意見書を政府は原子力規制委員会に提出することを求める。よく覚えてますけども、これを請願にしたら何と言ってみんな断られましたか。断ったことを覚えてますか。どういう理由か。松島委員が非常に頑張ってくれた断り方。岡本委員が、こんなのは間違っていると、政府にこんな出すものじゃないって言って怒ったこと。人にはみんな、請願権というものがあるんです。その請願権を請願権と言ってただの要望だけじゃないんです。陳情というのはただの要望というふうにして。その写しを議員に配布するだけで終わってしまうんですよ、議論無く。わかりますか、終わってしまうんです。それを議案にあげてもいいんですよ。ところがこの内容、何で原発ゼロ・自然エネルギー推進連盟というところが、何で昔の総理大臣がこれを自民党の総理大臣がこういう会を作ってやってるかって趣旨を理解していただきたいんですよ。そして再稼働に反対し、私はこの前のときは再稼働を認めないことを原子力規制委員会に出してくださいよと言ったんです。そんなのは間違っているとやったのは、この2人なんです。私はそれを覚えてますから、残念ながら。だから皆さんに、そうじゃないんだと、これは政府に出すために、皆さん栄町の総務常任委員会できちんと決めて、そして請願として出していただきたいという、ややこしくも何もない、請願という道を探ることは当然だと思います。前とは違うということ、これ。同じじゃないということ。

○委員長（大澤義和君） ちゃんとその請願権を認めて、総務常任委員会が付託を受けて今、会議してるんです。ちゃんとした手続上、正当に栄町議会会議規則に則ってやっております。ただ、お二人いれば発議案として出せる、本会議で議論できるのになぜ、また差し戻したのかという、その辺の今、松島委員が言った疑問点、2名いれば発議案として本会議場で質疑・討論できるわけですよ。なぜ遠回りするんですか、という意見で。

○委員長（大澤義和君） 野田議員。

○紹介議員（野田泰博君） では委員長、そのときも大澤委員長が委員長でございました。遠回りでも何でもありません。請願という手続を採って皆さんにここで議論してもらって、それでいいとなったら意見書を皆さんに出してもらいたいと。国の政府機関に。

○委員長（大澤義和君） 現実的に、先日の議会運営委員会でこの請願は差し戻しになりましたね。その意味、おわかりですか。また新たにあがって。本来、栄町議会会議規則だと、議会運営委員会までに提出してくさいという決まり事があります。でも、これはかなり遅れたんですけれども、また議会運営委員会やって、またこの場にあげてるんですよ。

○委員長（大澤義和君） 野田議員。

○紹介議員（野田泰博君） そうですよ、ありがとうございます。

○委員長（大澤義和君） 岡本委員。

○委員（岡本雅道君） 先ほど、前回の総務常任委員会で私が潰したという話を。これ、議事録なんですよ。私の発言として、「基本的に原子力反対のかたの書いた安全規制の枠組みについて調べましたが、再稼働をやるためには二つのことをクリアしなければいけない。一つは、原子力規制基準に適合するかどうか、これは今言っている原子力規制委員会の判断が、GOが出るかどうかの話で、もう一つは、原発立地自治体、これは周囲30キロメートル圏内の自治体らしいんですけども、これらの同意を得ることというふうになってました」と。かつ「要件的に七つ挙げてまして、政府の方針に合致しているか、安全性が確保されているか、県議会が了承しているか、立地自治体、東海村が了解しているか、避難計画の整備はできているか、住民の理解が得られているか、国のエネルギー政策に占める原発の必要性がちゃんと示されているかという7項目をきちんと証明しなければいけないというふうになっていて、基本的には原子力規制委員会と地元自治体の了解とらなきゃいけない」ということで、「立地圏の自治体が反対すれば、多分、再稼働はできないと思いますよ」と言ったら、あなたが「ありがとうございます、教えてくれて」とおっしゃったんですよ。私が別に潰してるわけではないんですよ。だから再稼働を止めるにはこういう方法を、相手先がここでこういうことをクリアしなきゃ再稼働できないことを申し上げたんで、別にあなたの。

○委員長（大澤義和君） 野田議員。

○紹介議員（野田泰博君） その後、何て言ってる。全部、読んでごらん。

○委員長（大澤義和君） 岡本委員。

○委員（岡本雅道君） とにかく、今おっしゃった発言だけは取り消していただきたいです。

○委員長（大澤義和君） よろしいですか。野田議員。

○紹介議員（野田泰博君） 取り消さないよ、僕は。よろしくないよ。

○委員長（大澤義和君） それでは質疑ないようですので、これで質疑を終わります。木村さん、ご苦労さまでした。木村参考人。

○参考人（木村 結君） ありがとうございます。

○委員長（大澤義和君） それでは、参考人の説明及び質疑・応答を踏まえ、本請願に対し各委員からの討論を含めた意見をお願いいたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長（大澤義和君） それではないようですので、委員各位からの討論を終わります。

これより、請願第1号を採決いたします。請願第1号、東海第二原発の再稼働に反対し廃炉を求める請願を採択することに賛成のかたは挙手をお願いします。

〔挙手少数〕

○委員長（大澤義和君） 挙手少数。よって、請願第1号、東海第二原発の再稼働に反対し廃炉を求める請願は、不採択にすべきと決定いたしました。

◎ 閉 会

○委員長（大澤義和君） 以上で総務常任委員会に付託された案件の審査は終了いたします。

なお、本委員会の委員長報告の作成は、委員長に一任願います。

本日の会議を閉じます。

以上をもって総務常任委員会を閉会といたします。ごくろうさまでした。

午後2時34分 閉会

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和元年10月31日

総務常任委員会委員長 大澤 義和